

ILO決議 (2013年10月決議) の主な内容

求職活動等の期間の明確化

明確化の例) 従来の国際基準(1982年基準)では、失業要件の一つ「求職活動期間」は各国の裁量 ⇒ 「4週間又は1か月」※

※日本は、1週間を基準として把握

未活用労働の新指標の導入

失業率に加え、就業者の一部などを加えた新たな指標を作成する必要 (LU1~LU4指標。LU1は失業率を指す)

我が国の労働力調査に求められる対応

失業者の定義の見直し

・新定義の失業者を把握する調査への変更(一方で、既存の時系列へのニーズに配慮)

新指標把握のための概念導入

・新たな指標を算出するための「追加就労希望者」及び「潜在労働力人口」の把握

新たな労働力調査のポイント

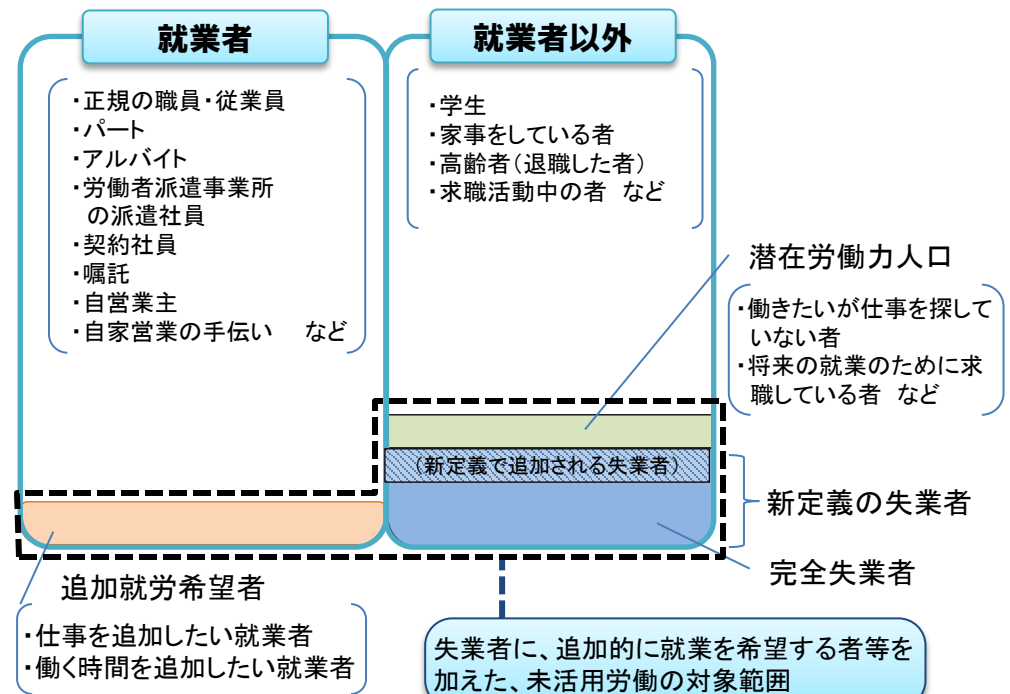
- ☑ 平成30年1月から新たな調査を開始
- ☑ ILO決議対応 ~国際基準への適合~
 ポイント1. 新定義の失業者の把握
 ポイント2. 追加就労希望者／潜在労働力人口の把握
- ☑ 調査結果に対するニーズへの対応
 ポイント3. 旧定義の失業率(完全失業率)の維持
 ポイント4. 新定義の失業率を含む、未活用労働を多面的に捉える新指標(6種類)の導入

(参考) 海外の事例
 アメリカではU1~U6の6種類の指標を、
 韓国では4種類の指標を作成・公表している。

国際比較可能性の向上

諸外国と比較可能となるよう、複数の指標を算出可能とする。

<未活用労働把握のイメージ>



新たな労働力調査のポイント(各論)

ポイント1. 新定義の失業者の把握

- 求職期間について、1か月単位で把握
 - … ILO決議では「4週間又は1か月」となっているが、我が国では給与を月単位で払う場合が多いこと等から「1か月」とする
- EU基準と整合できるよう、失業判定要件の一つ“就業可能期間”について、2週間以内に就業可能か否かを把握
 - … EU各国では、月末1週間+翌月初めの2週間で判定
 - ⇒ ILO決議ではオプション的な位置付けであるが、EU諸国との比較も可能となるよう、**非労働力人口の1区分として「拡張求職者」を把握**
- 新定義の失業率の名称は「失業率」とする

ポイント2. 追加就労希望者／潜在労働力人口の把握

- 就業者のうち、別の職を希望する者／現在の職の労働時間の追加を希望する者を把握
 - … **就業者の1区分として「追加就労希望者」を把握**
 - ⇒ 新たな指標のLU2、LU4の算出を可能とする
- 非労働力人口のうち、「すぐには就業できない求職者」及び「就業可能だが求職していない者」(求職をあきらめた者等)を把握
 - … **非労働力人口の1区分として「潜在労働力人口」を把握**
 - ⇒ 新たな指標のLU3、LU4の算出を可能とする

ポイント3. 旧定義の失業率(完全失業率)の維持

- 従来ベースの「1週間の就業状態」の把握により、旧定義の失業率を算出可能(従来完全失業者を把握可能)
 - … 調査変更前(平成29年12月まで)の時系列を維持、過去からの系列を維持する
- ※ 新定義の失業者について、遡及した推計値の算出が可能か否かは、今後の検討

ポイント4. 未活用労働を多面的に捉える新指標(6種類)の導入

- 深刻度の高い失業を把握
 - … ①会社の倒産などに伴う失業者に関する率を計算・公表
- 新定義の失業率に加え、EUと比較可能な失業率を計算
 - … ②新定義の失業率
 - ③ILO決議で定めるオプション要件(2週間以内に就業可能な者を追加)を適用した率を計算・公表
- ILO決議で定めるLU2～LU4を計算
 - … ④追加就労希望者を加えた率
 - ⑤潜在労働力人口を加えた率
 - ⑥追加就労希望者+潜在労働力人口を加えた率を計算・公表

※ これらの指標を、詳細集計において公表(四半期公表)

労働力調査変更後の公表スケジュールについて

集計についての基本的な考え方

基本集計

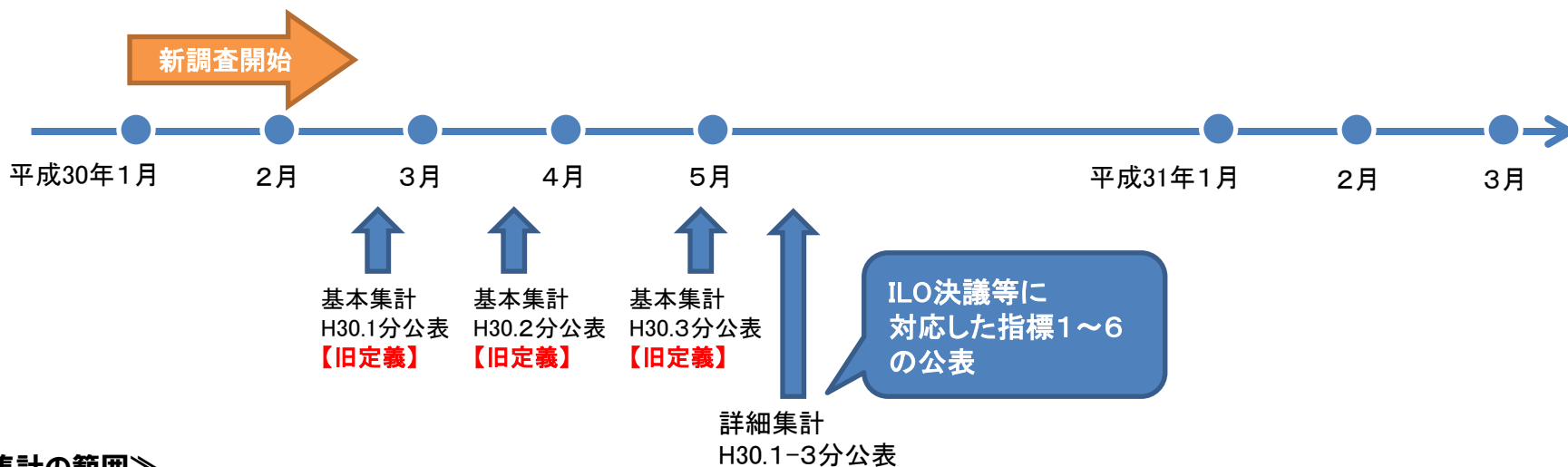
雇用情勢を把握する役割

- ・原数値による前年同月比較
 - ・季節調整値による前月比較 が重要
- ⇒ 当面は、旧定義の完全失業率をベースとした概要を作成

詳細集計

四半期毎に雇用構造を把握する役割

- ・雇用構造を明らかにする結果を提供することが重要
- ⇒ 既存の時系列維持に配慮しつつ、ILO決議に対応した新たな指標を公表

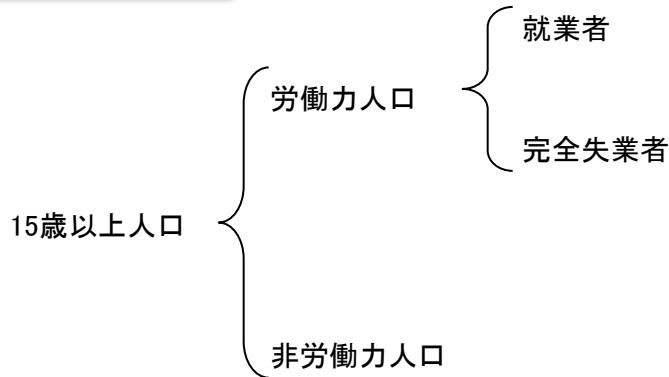


《集計の範囲》

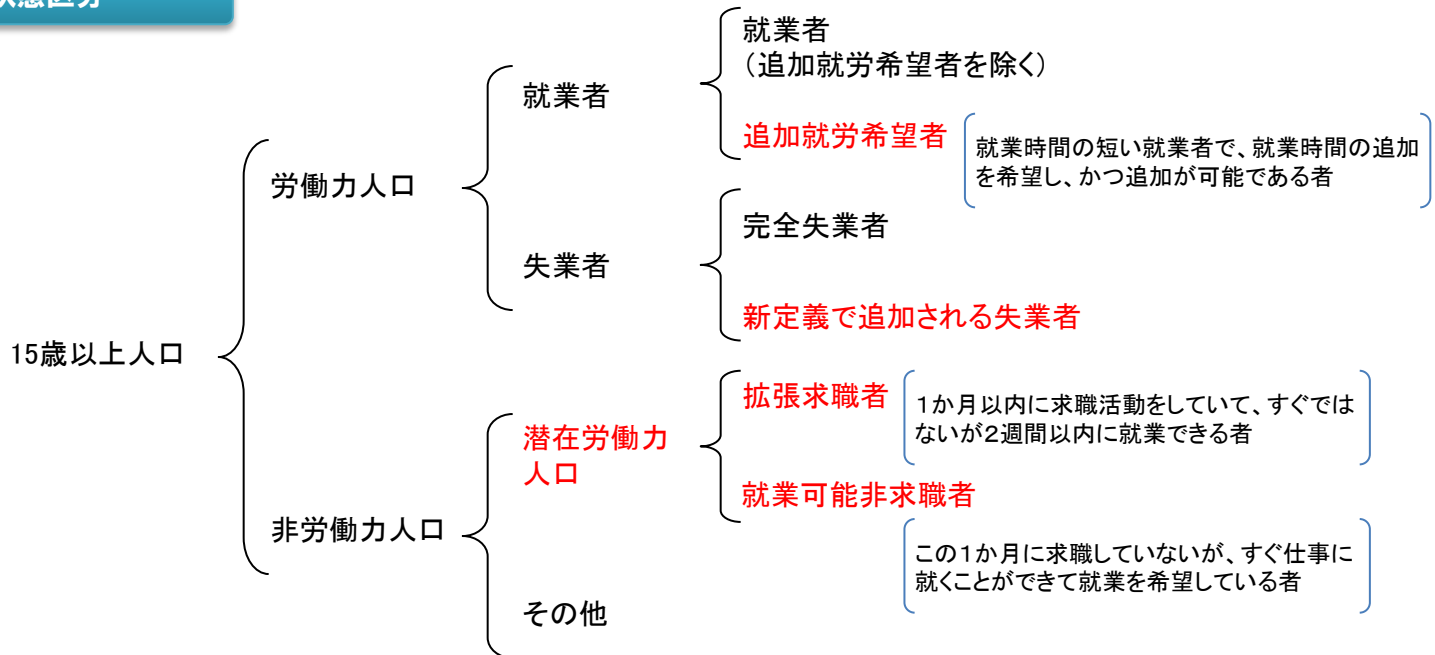
基本集計	H29.12分	H30.1分	H30.2分	H30.3分			H30.12分	H31.1分
新定義	—	集計のみ	集計のみ	集計のみ		...	集計のみ	集計のみ
旧定義	○	○	○	○		...	○	○
詳細集計		H29.10-12			H30.1-3			H30.10-12
新定義		—			○	...		○
旧定義		○			一部集計	...		一部集計

新たな失業等の定義に基づく15歳以上人口の就業状態区分

現在の就業状態区分



新たな就業状態区分



※現在検討中の案であり、今後、統計委員会への諮問等により、変更の可能性がある。

労働力調査で導入する新たな6指標

指標1：会社都合等による失業指標

- 会社都合等により離職した、深刻度の高い失業者を対象とした率

$$\text{指標1(\%)} = \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

※労働力人口＝就業者＋失業者（他指標でも同様）

指標2：LU1(失業率)

- 国際基準に対応した新定義の失業率

$$\text{指標2(\%)} = \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

指標3：オプション採用・EU比較の率

- EU諸国の失業率と比較可能な、就業可能期間に関するオプション要件を採用した率

$$\text{指標3(\%)} = \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100$$

※拡張求職者：1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者

指標4：LU2（追加就労希望者を加えた率）

- 失業者に、追加的に就業を希望する者（就業者の一部）を加えた率

$$\text{指標4(\%)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

※追加就労希望者：就業時間の短い就業者で、就業時間の追加を希望し、かつ追加が可能である者

指標5：LU3（潜在労働力人口を加えた率）

- 失業者に、潜在労働力人口（非労働力人口の一部）を加えた率

$$\text{指標5(\%)} = \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

※潜在労働力人口：すぐつくことはできないが求職している者、及びすぐつけるが求職活動をしていない者の合計

指標6：LU4（追加就労希望者・潜在労働力人口を加えた率）

- 失業者に、追加就労希望者及び潜在労働力人口を加えた率

$$\text{指標6(\%)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$